第明治三十五種郵便物認可

4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項
①　電子入札システムにより参加を希望する者は、入札書類データ（証明書等）のほかに支出負担行為担当官の交付する入札説明書に基づく当該業務の競争参加資格申請書等を作成し、上記３⑷に示す提出期限までにこれを上記３⑶に示すＵＲＬに電子入札システムを利用し、提出しなければならない。
②　紙入札方式により参加を希望する者は、支出負担行為担当官の交付する入札説明書に基づく当該業務の競争参加資格申請書等を作成し、これを必要な証明書等とともに上記３⑷に示す提出期限までに上記３⑴に示す場所に提出しなければならない。
また、①、②いずれの場合も、開札日の前日までの間において支出負担行為担当官から必要な証明書等の内容に関する説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
⑷　落札対象　証明書等は、支出負担行為担当官において技術審査を行い、当該業務の遂行が可能と認められると判断した当該証明書等に係る入札書のみを落札対象とする。
⑸　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。
⑹　契約書作成の要否　要。
⑺　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。また、原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の２の規定に基づく随意契約には移行しない。
⑻　手続における交渉の有無　無。
⑼　詳細は入札説明書による。

5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kenji Kanao, Director General of Kyushu Regional Development Bureau
⑵　Classification of the products to be procured : 71, 27
⑶　Nature and forcast quantity of the service : The work for system maintenance and improvement of the CCMS and the TCNOS 1set
⑷　Fulfillment period : From 1 April, 2015 through 31 March, 2016
⑸　Fulfillment place : as in the tender documentation
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting
②　have Grade A, B or C in terms of the qualification for participating in tenders of the “provision of services” by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in Kyusyu Okinawa Area in the fiscal year of 2013・2014・2015
③　have a certified information security management system (ISMS)
④　have proven to have actually delivered the products concerned or the products with performance similar to that of the products concerned
⑤　not be under suspension of nomination by Director General of Kyushu Regional Development Bureau from time-limit for the tender to Bid Opening
⑥　acquire the electric certificate in case of using the Electronic Bidding system
⑺　Time-limit for submission of certificate : 12 : 00　27 February, 2015
⑻　Time-limit for tender : 12 : 00　19 March, 2015
⑼　Contact point for the notice : Takayuki Umezaki Purchase Section, Contract Division, General Affairs Department, Kyushu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―10―7, Hakataekihigashi, Hakataku, Fukuoka-shi, Fukuoka-ken, 812―0013, Japan. TEL 092―471―6331 ex. 2539
⑽　Acquire the electric certificate in case of using the Electronic Bidding System https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/ or http://www.e-bisc.go.jp/

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成27年1月27日
支出負担行為担当官
九州地方整備局副局長　大野　正人
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40
○第31号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　購入等件名及び数量　港湾情報処理システム保守管理
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による。
⑷　履行期間　契約締結日から平成28年３月31日
⑸　履行場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。
⑺　電子調達システムの利用　本案件は、証明書等の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。
⑻　本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る平成27年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。
2　競争参加資格
⑴　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　平成25・26・27年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のＡ等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
⑶　上記２⑵の資格を有しない者で入札に参加しようとする者は、開札の時までに当該資格の決定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けた場合は入札に参加することができる。
⑷　競争参加資格の申請の時期及び場所　「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年３月28日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。
⑸　その他予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
⑹　電子調達システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。
⑺　競争参加資格調書（以下「調書」という。）と併せて提出する一般競争入札申込書（以下「申込書等」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局から指名停止を受けていない者であること。
⑻　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
ただし、手続開始の申立てがなされている者においては、以下の①及び②の要件を満たす場合、参加資格を有するものとする。
①　手続開始の決定を受けていること。
②　手続開始の決定後、以下のア）～ウ）を競争参加資格申請場所のいずれか１箇所に提出していること。
ア）更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（鮮明であれば写しでも可）
イ）許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合には、それを証明する書類（鮮明であれば写しでも可）
ウ）上記イ）に伴う競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）。
詳しくは、競争参加者の資格に関する公示（平成26年３月28日付官報）による。